国民健康保険加入者の皆様へお知らせ

令和６年１２月２日から、現在の健康保険証は

「マイナ保険証」・「資格確認書」へ変わります

ー現在の健康保険証は、令和７年7月31日まで利用できますー

これまで皆さんが医療機関等で使用していた「健康保険証」は、本年12月2日以降、「マイナ保険証」、「資格確認書」という名称に変更された取扱いへと変わります。

１　保険証・受給者証の今後について

　　現在、交付している保険証、受給者証を証ごとに、12/2以降の保険証廃止後の取扱い内容を一覧にしました。

ご自身の保険証・受給者証を本表にてご確認のうえ、誤って破棄などされませんようご注意ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現在お持ちの保険証等 | 令和６年１２月２日以降 | | 令和７年８月以降 |
| １ | 国民健康保険証 | 〇保険証の新規発行は廃止になります。  〇保険証の再交付は12/1以前の加入者の方も「資格確認書」による交付になります。  〇12/2以降に新規加入、資格情報を変更（※２）した方は、「資格確認書」を交付します。  〇R6.12/2からR7.7/31までの期間に  満７０歳の誕生日を迎える方は、高齢受給者証へ切り替わりますので、マイナ保険証の登録・未登録により、町から「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」のいずれかを通知（交付）します。 | | 〇保険証の取扱いは廃止になります。  ※R7.8月以降は「マイナ保険証」と「資格確認書」のみの取扱いとなります。  R7.7月中にマイナ保険証の方は「資格情報のお知らせ」を、持っていない方は「資格確認書」を各加入世帯主宛てに送付します。 |
| ２ | 高齢受給者証 | 〇受給者証の新規発行は廃止になります。  〇受給者証は、R7.7/31まで利用可能です。（R7.7/31までに満70歳を迎える方を除く）  〇受給者証の再交付は12/1以前の受給者の方のみ可能。（12/2以後の受給者は、「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」のいずれかを通知（交付）します。 | | 〇受給者証の取扱いは廃止になります。  ※R7.8月以降は「マイナ保険証」と「資格確認書」のみの取扱いとなります。  R7.7月中にマイナ保険証の方は「資格情報のお知らせ」を、持っていない方は「資格確認書」を対象者宛に送付します。 |
| ３ | マイナ保険証  （※１　下記表外参照） | 〇12/2以降も引き続き利用できます。  ※R7.7/31までにマイナンバーカードの有効期限（更新）を迎える方は、更新の際に資格確認書を即日交付します。 | | |
| ４ | 特定疾病療養受療証 | 〇12/2以降も引き続き利用できます。  　※12/2以降も新規発行・再交付が可能です。 | | |
| ５ | 限度額適用認定証  及び  限度額適用・標準負担額減額認定証 | 〇12/2以降も引き続き利用できます。  　※12/2以降も新規発行・再交付が可能です。 | | |
| ６ | 後期高齢者医療保険証 | 〇R6.12/2からR7.7/31までの期間に  満７5歳の誕生日を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療保険に移行（加入者）となります。対象の方には、後日、後期高齢者医療給付担当から別途通知があります。 | 〇後期高齢者医療保険の加入者のため、R7.7月頃に後期高齢者医療給付担当から別途通知されます。  　※国民健康保険担当からの通知はありま  せんのでご留意願います。 | |

　※1　「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードに保険証の利用登録を行ったものをいいます。

※２　資格情報を変更した方とは、主に12/2以降に新規加入の方、住所等の資格情報を変更した方、

特別療養費の該当・非該当となる方をいいます。

「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の対象となる方は以下のとおりです。

（１）「資格情報のお知らせ」⇒マイナ保険証の登録者

（２）「資格確認書」　　　 ⇒マイナ保険証未登録の方

今回の健康保険証廃止に伴い、上記（１）・（２）の登録状況により、各加入世帯主宛てに、通知・交付を予定しておりましたが、本年度は既に加入者全員に健康保険証が交付されており、また令和７年７月３１日まで保険証が使用可能なため、12/1以前の加入者には「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」の通知・交付は行いませんのでご留意ください。（令和７年８月以降分については、令和７年７月中にマイナ保険証の登録状況により、「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」のいずれかを加入世帯主宛てに通知・交付を行います。）

２　「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」

特別療養費とは、国保税の滞納（未納）により、医療機関に支払う医療費を一度10割支払うことになる方で、次の要件のすべて満たす方が対象です。

【特別療養費の対象者】

　　国保税未納の納期限から1年を経過するまでの間

に、町の保険税に資する取組みを行ってもなお、世帯主

等から当該納期限の保険税に未納があり、かつ特別な

事情のない方

【特別療養費の対象となった場合】

特別療養費の対象となった方は、対象開始日以降に医療機関等に受診した際の医療費支払が10割負担（全額）になります。後日、保険給付費等の申請を行うことにより保険適用分の返金が受けられますが、ケースによっては全額返金とならない場合があります。

３　特別療養費（10割負担）について

　Q　（１2/2以降）紛失してしまいました。保険証の再交付は出来ますか？

　　A　健康保険証を既に持っている方（12/1以前の保険加入者）も再交付を希望する場合は、全て「資格確認書」に

よる交付となりまので、窓口にてその旨申出願います。

　Q　現在、マイナ保険証を持っていますが、資格確認書の交付を希望したいのですが可能ですか？

　　A　マイナ保険証を持っている方も資格確認書の交付は申請いただくことにより可能です。

ただし、資格確認書交付の際に、現在お持ちのマイナ保険証の今後の利用について、確認させていただく

場合があります。

　Q　マイナンバーカードの更新通知が届きました。カードの更新期間中に医療機関等の受診を予定していますが、

その場合はどのような取扱いになりますか？

　　A　マイナンバーカード更新の際には、更新時に新たなカードが発行されるまでの期間に応じた「資格確認書」

を即日交付しますので、カードが手元に届くまでは資格確認書を用いて受診してください。

４　Q&A（質問・回答）

マイナ保険証の利用において想定される事例について、その場面での対応方法をお知らせします。

なお、下記１・２のいずれかの対応により、受付できない事象は解消されると思いますが、町内外の各医療機関・薬局

のどこでも同様にエラー表示となる場合は、別な理由が考えられますので、その際は「本件に関するお問い合わせ先」までご連絡のうえ、どのようなエラーメッセージが表示されるかの情報も併せてお問い合わせ時にお知らせください。

【事例】

医療機関等に受診するため、マイナ保険証を受付のカードリーダーで行ったところ、暗証番号・顔認証の方法の

どちらもエラーが表示され、受付することができない。

＜対応方法＞

◆対応その１（資格情報のお知らせ通知を持っている方）

認証で使用したマイナ保険証（エラーが出たカード）と一緒に「資格情報のお知らせ」を受付に提示して受付する。

◆対応２（資格情報のお知らせ通知を持っていない方）

健康保険証を提示して受付する。（特に遠方の医療機関に受診されるなど場合は、万が一のため準備願います。）

５　こんなときは

◆令和６年10月28日（月）からマイナ保険証の登録解除ができるようになりました。

　　現在、マイナ保険証を持っている方で、登録解除を希望される方は申請いただくことにより、マイナ保険証の登録解除ができるようになります。申請は役場（国民健康保険担当）及び各支所にて取り扱っております。

なお、解除申請から実際にシステム上の登録解除までの期間は、概ね1～２カ月程度の期間がかかりますのでご留意ください。また申請受付の際に保険証が無い方には「資格確認書」を交付しますので、あらかじめご承知おきください。

本件に関するお問い合わせ先

　別海町役場　町民課　国民健康保険担当　（TEL）　0153（74）964５（ダイヤルイン）